定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十五日

香川県小豆郡小豆島町草壁本町一〇五三番地の三　内海フェリー株式会社

代表取締役　小笠原基晴

株式併合につき通知公告

当社は、株式四株を三株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年十一月三十日であり、同日における発行可能株式総数は二万株となります。

平成二十八年十月二十五日

横浜市南区大岡五丁目九番五号　マルト陶器株式会社

代表取締役　富田　晴久

株式交換につき通知公告

当社は、株式会社クスリのアオキ（住所石川県白山市松本町二五一二番地）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

平成二十八年十月二十五日

石川県白山市松本町二五一二番地　株式会社クスリのアオキホールディングス

代表取締役社長　青木　宏憲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である阿川昂平が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月二十五日

東京都新宿区新宿三丁目一一番六号エクレ新宿一一階　台京企業股份有限公司

日本における代表者　阿川　昂平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村田貴士が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月二十五日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー　リンデン・ウッド・リミテッド

日本における代表者　村田　貴士

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目五七番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区辻八丁目二六番一号　一五―四〇五　被相続人　亡　石井　光旦

右被相続人は平成二十八年七月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

埼玉県さいたま市南区根岸五丁目一〇番一六号　相続財産管理人　小川　孝弘

限定承認公告

本籍大阪府岸和田市磯上町六丁目二番、最後の住所大阪府岸和田市磯上町六丁目二番四号　被相続人　亡　中川　一博

右被相続人は平成二十八年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十二日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

大阪府岸和田市磯上町六丁目二番四号　相続財産管理人　中川　綾子

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十八年十二月一日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区南青山二丁目二番八号ＤＦビル五階

合同会社壬生キャピタル

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十八年三月九日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　不動産信託部

電話番号　〇三―六二五六―一三〇三

平成二十八年十月二十五日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　荒井　寿夫

登録金融機関業務の廃止の公告

当組合は、平成二十八年十一月三十日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当組合が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年十月二十五日

北海道士別市西一条八丁目七〇一番地一　北ひびき農業協同組合

代表理事組合長　西本　護

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千四百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十二日

掲載頁　五十九頁（号外第八十五号）

平成二十八年十月二十五日

東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル一六階

Ｓｏｍｅｒｓｅｔ　Ａｚａｂｕ　Ｅａｓｔ特定目的会社　取締役　徳永　直子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月二十日

掲載頁　八十七頁（号外第九十二号）

平成二十八年十月二十五日

東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル一六階

Ｉｎｆｉｎｉ　Ｇａｒｄｅｎ特定目的会社　取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月二十日

掲載頁　八十六頁（号外第九十二号）

平成二十八年十月二十五日

東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル一六階

アスコット・リート・シックス特定目的会社　取締役　徳永　直子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五下		終りから三番目	平成二十八年五月二十六日国土交通省告示第七百七十七号（船舶安全法に基づく型式承認等をした件）	平成二十八年五月二十六日国土交通省告示第七百七十七号（船舶安全法に基づく型式承認等をした件）
〃	〃	一	（原稿誤り）	（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十五日付第二三五号　六四ページ●同日付政府調達第二〇〇号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）